

京都市重症心身障害児早期療育助成金支給規則を廃止する規則を公布する。

平成17年 3月29日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第92号

京都市重症心身障害児早期療育助成金支給規則を廃止する規則

京都市重症心身障害児早期療育助成金支給規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市重症心身障害児早期療育助成金支給規則（以下「廃止前の規則」という。）第4条の規定により重症心身障害児早期療育助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けることができる者であつて、廃止前の規則第5条の規定による申請をしたものに係る助成金の支給については、廃止前の規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(児童福祉センター総務課)